



年金をもらう遺族がいなかった場合、小額ではありますが「死亡一時金」の制度があります。厚生年金には、このような制度はないのですが、その分遺族の範囲が広いということで網を掛けているともいえます。

子供のいない夫婦で、厚生年金に加入している妻が死亡した場合に夫が55歳未満である時は、妻の第1号被保険者としての期間がない場合、今の制度では年金支給は全くありません。本当に男性には冷たい制度ですよね。

平成16年度の年金改正で、有期遺族厚生年金制度が設けられ、来年4月からスタートすることになっています。今回は、このお話をご説明したいと思います。

---

### ★年金トピックス～年金基礎知識～その9～

知ってて損はない年金の基礎知識を少しずつお話してゆきます。

この3月31日から、自分で年金の加入期間の確認が出来るようになることは前にもご案内しましたよね。今回は、その内容をもう少し詳しくお話します。

社会保険庁のホームページにアクセスすると、年金の見込み額を試算できるサービスは今までもあったのですが、これが決して正確とはいえなかったのです。といいますのは、厚生年金の年金受取額試算には、その基礎となる平均的な給料の額＝平均標準報酬額が不可欠なのですが、それが不明だったのです。平均標準報酬額(平成15年4月1日前には賞与は含まれていなかったためその期間については平均標準報酬月額といいます)は、会社員時代の給料及び賞与の平均額を現在の貨幣価値に換算したものです。

今回の手続きでは、まず社会保険庁のホームページで、ご自分の住所、氏名基礎年金番号を登録しますと、約2週間後に閲覧用のIDとパスワードが送られてきて、これを社会保険庁のホームページの所定の欄に入力すれば、国民年金、厚生年金の加入期間や納付記録、厚生年金の標準報酬額の推移を閲覧することが出来ます。

社会保険庁のホームページへのアクセスはこちらから！

<http://www.sia.go.jp>

---

~~~~~編集後記~~~~~

4月から育児休業等のお話をさせていただきたいと思いましたが、今回は年金の新制度のお話を。ということで、育児休業等のお話は4月20日号からはじめさせていただきます。

お楽しみに！

~~~~~

\*\*\*\*\*

### 年金についてのご相談なら

西尾雅枝社会保険労務士事務所

社会保険労務士 & 年金コンサルタント & ファイナンシャルプランナー

西尾雅枝

〒604-8155

京都市中京区錦小路通室町東入ル

占出山町308 ヤマチュービル2F N10

電話&FAX(075)241-4586

メール[info@nishio-sr.com](mailto:info@nishio-sr.com)

WEBサイト<http://www.nishio-sr.com>

\* このメールマガジンの無断転載・転用は固くお断りいたします。 \*

\*\*\*\*\*

---

西尾雅枝の年金メールマガジン～どんとこい！年金～

発行システム:『まぐまぐ!』<http://www.mag2.com>

配信中止はこちら』<http://www.mag2.com/m/0000180112.html>

---